

第5次蟹江町総合計画について

■総合計画とは？

- 総合計画は、概ね10年間の長期的な展望のもと、当町のまちづくりに係る基本理念や将来像を示すもので、行政運営の基本となる、町における最上位の計画です。

■総合計画の構成

- 第5次蟹江町総合計画は、以下の3つによって構成されます。

	定義	計画期間
基本構想	当町のまちづくりの理念やめざす将来像を掲げるとともに、そのための施策方針（大綱）を示すもの	10年間 令和3～12年 (2021～2030年)
基本計画	基本構想を実現するため、重点的に取り組む「まちづくり戦略」と施策方針（大綱）に沿って各施策・事業を示す「分野別計画」で構成するもの	10年間 令和3～12年 (2021～2030年)
実施計画	基本計画に基づく具体的な事業を示すもの 毎年度の予算編成の指針となる	3年間を基本、毎年度策定

■第5次蟹江町総合計画の目次（案）

第1編 計画策定にあたって

第1章 計画策定の趣旨

- (1) 計画の趣旨 / (2) 計画の構成と期間

第2章 社会潮流

- (1) 社会潮流の変化

第3章 蟹江町のまちづくりの主要課題と視点

- (1) まちづくりの主要課題 / (2) まちづくりの視点

第2編 基本構想

第1章 蟹江町がめざす姿

- (1) 基本理念 / (2) 蟹江のまちの将来像

第2章 まちづくりの目標

第3章 土地利用構想

- (1) 土地利用の方針 / (2) 土地利用の方向 / (3) 土地利用構想図

第4章 施策大綱

- (1) 施策体系 / (2) 施策の方向

第3編 基本計画

第1章 重点戦略（第2期総合戦略）

- (1) 国・県の方向性 / (2) 目指すべき将来の方向性 / (3) 重点戦略の推進体系

第2章 分野別計画

1. 「ふれあい、ささえあい」 ホッとやすらぐまちづくり【子育て・福祉・健康】
2. 「歴史・文化・愛着」 誇りを育むまちづくり【教育・文化】
3. 「住み続けられる」 安全・安心なまちづくり【環境・安全】
4. 「ちょうどいい」 快適・便利なまちづくり【都市基盤・産業】
5. 「みんなで取り組む」 元気なまちづくり【行財政・共生】

■ 総合計画の策定体制

